

議案第46号

山陽小野田市学校給食センター条例の制定について  
山陽小野田市学校給食センター条例を次のように定める。

平成30年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、山陽小野田市学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山陽小野田市学校給食センター
- (2) 位置 山陽小野田市大字西高泊1245番1

(事業)

第3条 学校給食センターは、山陽小野田市立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理及び配送並びに食に関する指導その他必要な業務を行う。

(職員)

第4条 学校給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 学校給食センターに山陽小野田市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、学校給食センターの運営に関する重要な事項を審議し、助言を行う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理運営に関し必

要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。